



平成22年8月23日
海上保安庁
政策評価広報室

航空機安全対策検討委員会及び

重大事案における広報の改善に関する検討委員会の設置について

海上保安庁では、別紙のとおり「航空機安全対策検討委員会」及び「重大事案における広報の改善に関する検討委員会」を設置し、第1回委員会をそれぞれ下記のとおり行います。

記

1 航空機安全対策検討委員会

日時場所

平成22年8月23日(月)午後5時00分

場所：海上保安庁11階会議室

2 重大事案における広報の改善に関する検討委員会

日時場所

平成22年8月24日(火)午後2時00分

場所：海上保安庁11階会議室

問い合わせ先

海上保安庁政策評価広報室

海上保安報道官 一條 正浩

03 - 3591 - 9780 (直通)

航空機安全対策検討委員会の設置について

平成22年8月23日

総務部 政務課

1 目的

MH796墜落事故の重大性にかんがみ、同種事故の再発防止策の検討及び航空機運用等の安全対策について総合的な検証を行うとともに、その実施を確保するため、本庁内に海上保安庁長官を委員長とする「航空機安全対策検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置する。

2 検討体制

(1) 庁内

別紙のとおり

(2) 外部有識者の活用

航空専門家、安全マネジメント専門家のご意見を伺う等、外部有識者を活用

3 検討事項

(1) 緊急安全対策の検討及び実施

同種事故の再発防止のため、送電線等障害物に対する情報共有の徹底等、緊急に講ずべき安全対策を検討し、その実施を図る。

(2) 安全対策の総合的な検証

航空機運用規定の見直し等、航空機の運用のあり方や、安全管理体制の強化等について検討を行い、運輸安全委員会の調査結果も踏まえ、安全対策について総合的に検証する。

「航空機安全対策検討委員会」の構成について

【委員会】

委員 長	長 官
副委員 長	次 長、警備救難監
委 員	総務部長、装備技術部長、警備救難部長 総務部参事官（警備救難部担当） 総務部政務課長 秘書課長 人事課長 情報通信課長 教育訓練管理官 主計管理官 装備技術部管理課長 航空機課長 警備救難部管理課長 航空業務管理室長 運用司令センター所長 その他委員長の指名する者
オブザーバー	首席監察官

【幹事会】

委員会での検討を円滑に行うために、委員会に幹事会を置く。

幹事長は総務部参事官（警備救難部担当）とし、幹事は委員のうち課長級とする。

【事務局】

総務部政務課

重大事案における広報の改善に関する検討委員会の設置について

平成22年8月23日
総務部 政務課

1 目的

佐柳島沖ヘリコプター墜落事故に係る広報では、情報提供の不備等が指摘され、国民の信頼を損ねることとなった。

このため、今般の事故を契機として、重大事案における情報提供のあり方や広報の体制等について広く点検を行い、必要な見直しを行うことで、国民の信頼を回復するべく、本庁内に長官を委員長とする「重大事案における広報の改善に関する検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置する。

2 検討体制

(1) 庁内の検討体制

別紙のとおり

(2) 外部有識者の活用

マスコミ関係の専門家のご意見を伺う等、外部有識者を活用

3 検討項目

(1) 国民の目線に立った情報提供のあり方

今般の事案では、十分な情報提供が行われなかったことが指摘されているが、海上保安官一人一人が国民の目線に立った情報公開の姿勢を醸成するための具体的方策について検討する。

(2) 適切な記者会見の実施をはじめとする広報体制のあり方

迅速で正確な情報提供を行うことを目的として、責任ある者による記者会見の実施等、広報体制のあり方を検討する。

「重大事案における広報の改善に関する検討委員会」の構成について

【委員会】

委員長	長官
副委員長	次長
委員	警備救難監、総務部長、装備技術部長、警備救難部長 海洋情報部長、交通部長、総務部参事官 総務部政務課長 政策評価広報室長 人事課長 国際・危機管理官 装備技術部管理課長 警備救難部管理課長 運用司令センター所長 刑事課長 海洋情報部企画課長 交通部企画課長 その他委員長の指名するもの
オブザーバー	首席監察官

【幹事会】

委員会での検討を円滑に行うために、委員会に幹事会を置く。
幹事長は政務課長とし、幹事は委員の属する部課等の課長級とする。

【事務局】

総務部政務課